



平成25年(行ウ)第6号 処分取消等請求事件

原 告 [REDACTED] 外16名

被 告 本庄市 外2名

## 訴状訂正申立書

2013(平成25)年4月30日

さいたま地方裁判所 第4民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 指宿昭一 [REDACTED]

同 河村健夫 [REDACTED]

同 谷田和一郎 [REDACTED]

原告らは、訴状を以下の内容のように訂正することを申し立てる。

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告本庄市が、本庄市立隣保館設置及び管理に関する条例等を廃止する条例(平成24年本庄市条例第4号)の制定をもってした本庄市立けや木集会所、本庄市立万年寺集会所、本庄市立宮本町集会所、本庄市立児玉塩谷集会所、本庄市立児玉大道集会所、本庄市立児玉秋山集会所、本庄市立児玉吉田林集会所、本庄市立児玉山王集会所、本庄市立児玉宮内集会所、本庄市立児玉下浅見集会所、本庄市立児玉元田集会所、本庄市立児玉中央集会所、本庄市立児玉大久保集会所、本庄市東台会館、本庄市立児玉隣保館を平成24年3月31日限り廃止する旨の処分の無効を確認する。
- 2 被告上里町が、上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例の制定をもってした上里町立同和対策立野集会所、上里町立同和対策堀込集会所、上里町立同和対策本郷集会所、上里町立同和対策五丁目集会所、上里町立同和対策三町集会所、上里町立同和対策堤集会所、上里町立隣保館を平成25年3月31日限り廃止する旨の処分を取り消す。
- 3 被告深谷市が、深谷市集会所条例を廃止する条例(平成24年深谷市条例第

24号)の制定をもつてした深谷市立人見集会所、深谷市立横瀬集会所、深谷市立折之口集会所、深谷市立東方集会所、深谷市立大谷集会所、深谷市立南岡集会所、深谷市立本郷集会所、深谷市立榛沢集会所、深谷市立本田第1集会所、深谷市立長在家集会所、深谷市立前藤集会所、深谷市立春日丘集会所、深谷市立花園集会所を平成25年3月31日限り廃止する旨の処分を取り消す。

- 4 被告本庄市が、平成23年11月28日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知(平成23年本人発第85号)の無効を確認する。
  - 5 被告上里町が、平成23年12月20日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知(平成23年人共発第33号)の無効を確認する。
  - 6 被告深谷市が、平成24年2月10日付けでの部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知(平成24年深入権発第258号)の無効を確認する。
  - 7 被告本庄市は、原告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]  
原告[REDACTED]原告[REDACTED]に対して、各100万円を支払え。
  - 8 被告上里町は、原告[REDACTED]原告[REDACTED]に対して、各100万円を支払え。
  - 9 被告深谷市は、原告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]原  
告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]原告[REDACTED]原  
告[REDACTED]に対して、各100万円を支払え。
  - 10 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決及び第7項、第8項及び第9項に対する仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者ら

原告らは、以下述べるように上里町、本庄市もしくは深谷市の住民として、各地の集会所もしくは隣保館を利用していた者である。原告らは、部落解放同盟の同盟員として、被差別部落(同和地区)に対する差別や偏見をなくす運動に参加している。

#### (1) 本庄市在住原告ら

ア 原告[REDACTED]は本庄市[REDACTED]に居住する同市住民であり、[REDACTED]集会所か  
ら[REDACTED]離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所  
を頻繁に利用していた者である。なお、同集会所は[REDACTED]  
[REDACTED]になったため、原告[REDACTED]は、同日  
後、[REDACTED]集会所を使っていた。

イ 原告[REDACTED]は本庄市[REDACTED]に居住する同市住民であり、[REDACTED]集会所  
から[REDACTED]離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集

会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、同集会所で [REDACTED] を務めていた。

ウ 原告 [REDACTED] は本庄市 [REDACTED] に居住する同市住民であり、[REDACTED] 集会所から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、[REDACTED] を務めていた。

エ 原告 [REDACTED] は本庄市 [REDACTED] に居住する同市住民であり、[REDACTED] 集会場から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、[REDACTED] 及び [REDACTED] を務めていた。

オ 原告 [REDACTED] は本庄市 [REDACTED] に居住する同市住民であり、[REDACTED] から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同隣保館を頻繁に利用していた者である。

カ 原告 [REDACTED] は本庄市 [REDACTED] に居住する同市住民であり、[REDACTED] 集会所から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。

## (2) 上里町在住原告ら

ア 原告 [REDACTED] は上里町 [REDACTED] に居住する同町住民であり、[REDACTED] 集会所から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、同集会所及び [REDACTED] 集会所及び [REDACTED] 集会所の [REDACTED] を務めていた。

イ 原告 [REDACTED] は上里町 [REDACTED] に居住する同町住民であり、[REDACTED] 集会所から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、[REDACTED] を務めていた。

## (3) 深谷市在住原告ら

ア 原告 [REDACTED] は深谷市 [REDACTED] に居住する同市住民であり、[REDACTED] 集会所から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、[REDACTED] 及び [REDACTED] を務めていた。

イ 原告 [REDACTED] は深谷市 [REDACTED] に居住する同市住民であり、[REDACTED] 集会所から [REDACTED] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [REDACTED] は、[REDACTED] 及び [REDACTED] を務めていた。

ウ 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ] 集会所から  
[ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所  
を頻繁に利用していた者である。原告 [ ] は、[ ] 及び  
[ ] 並びに [ ] 及び [ ] を  
務めていた。

エ 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ]  
集会所から [ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として  
同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [ ] は、[ ]  
[ ] を務めていた。

オ 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ]  
集会所から [ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として  
同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [ ] は、[ ]  
[ ] 及び [ ] 並びに [ ] を務めていた。

カ 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ]  
集会所から [ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として  
同集会所を頻繁に利用していた者である。原告 [ ] は、[ ]  
[ ] 及び [ ] を務めていた。

キ 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ] 集会所から  
[ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所  
を頻繁に利用していた者である。

ク 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ] 集会所から  
[ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻  
繁に利用していた者である。原告 [ ] は、[ ] を務めてい  
た。

ケ 原告 [ ] は深谷市 [ ] に居住する同市住民であり、[ ] 集会所から  
[ ] 離れた距離に住所をおいており、地域住民として同集会所を頻  
繁に利用していた者である。原告 [ ] は、[ ] 及び [ ]  
[ ] を務めていた。

(4) 被告本庄市、被告上里町及び被告深谷市は、それぞれ原告らが住居をおく  
地方自治体である。

## 2 我が国における同和問題の存在

我が国には、日本国憲法が平等権・平等原則を規定しているにもかかわ  
らず、「同和問題」「部落問題」等と呼ばれる一連の差別問題が未だ存在

していることは、厳然たる事実である。

#### (1) いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（同和対策審議会答申『同和問題の本質』）生活を余儀なくされていたのである。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968年（昭和43年）のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922年（大正11年）3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

#### (2) 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等権を明示し、重ねて同上2項及び3項で貴族制度の廃止及び榮典の授与に関する無特權を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は

遅々として進まなかった。

1965年（昭和40年）に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受け1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が10年間の时限立法として制定され、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎える、国による同和対策事業は終了した。

### （3）現在も全くならない部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものでは全くなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるために、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

例えば、2011年11月には、職務上請求書を偽造して戸籍や住民票を不正取得したとして司法書士事務所プライム総合法務事務所の経営者、司法書士、元弁護士、探偵会社社長など5名が逮捕された事件（以下、「プライム事件」という。）が大きく報道されている。この事件では、1万件にのぼる不正取得の実態が浮き彫りになり、全国にまたがる裏ルートの存在が明あきらかになった。同事件の公判で、被告人は、「依頼の85%から90%は、結婚相手の身元調査と浮気調査だった。」と証言しており、未だに結婚相手が同和地区出身者であるかどうか等について身元調査を行う者が多数おり、それが違法なビジネスとして成り立つだけの需要があることが明らかになっている。なお、プライム事件においては、本庄市・深谷市の住民も戸籍や住民票取られていることが明らかになっている。

### （4）集会所・隣保館について

ア 集会所（同和対策集会所。同和教育集会所ともいう。）は、地区の社会教育活動の充実、発展をはかることを目的として市町村によって設置されている。同和対策審議会答申（1965（昭和40）年）は、集会所を「同和地域における教育水準の向上をはかる」ための施設として位置づけ、続いて同和対策長期計画（1969（昭和44）年）は、「集会所の整備」を文部省計画の一環とした。同和対策特別措置法（1969（昭和44）年）では、「社会教育設備の整備」を規定し、これを引き継ぐ地域改善対策特別措置法施行令（1982（昭和57）年）も、「社会教育のための集会所又はその設備の整備に関する事業」をあげ、規定している。国による同和対策事業終了後も、集会所は、各市町村により維持され、運営されている（甲イ1号証・部落問題辞典p365「集会所」）。

イ 隣保館

隣保館は、同和問題の解決をめざす、地域の行政並びに地域住民の自主的組織活動のセンターであり、周辺地域住民に対して人権・部落活動を推進する施設である。

隣保館は、19世紀イギリスで誕生したセツルメントであるトインビーホールの影響を受けて、明治時代後期に民間の社会事業家により設置された。1958（昭和33）年の社会福祉事業法の改正によって社会福祉事業施設として規定され、1969（昭和44）年には、厚生省が「同和地域における隣保館運営要綱」でその目的を「同和問題のすみやかな解決に資すること」とした（甲イ1号証・部落問題辞典p920「隣保館」）。

隣保館は、同和問題の解決をめざす地域の施設として重要な役割を果たしている。

### 3 被告らにおける従来の同和対策事業の実施

被告らは、国の同和対策関連法に基づく同和対策事業が終了した後も、独自の同和対策事業を行っていた。概要は下記のとおりである。

#### （1）被告らにおける「同和行政基本方針」の策定

被告らは、国による同和対策事業が終了した後の2003年（平成15年）4月に「今後の同和行政基本方針」を策定し、同基本方針は適宜改定を経ながらもその基本的内容には変わりがない（甲ロ1号証 本庄市基本方針、甲ハ1号証 上里町基本方針、甲ニ1号証 深谷市人権・同和行政基本方針（平成20年4月））以下、まとめて「基本方針ら」と称することがある）。

同基本方針らは、同和対策について「特別対策としての同和対策事業は終了し、一般対策に移行する」と位置づけているが、同時に

「特別対策を終了し、一般対策に移行するということは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの終了を意味するものではない」

「一般対策への移行後においては、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、各種の一般施策を活用しながら同和問題の一日も早い解決を目指して取り組みを進める」

と位置づけて、同和対策事業が人権行政の重要な一部をなしていることを明確に宣言している（甲口1号証 本庄市p10）。

そして、「同和対策を人権施策の重要な柱として位置づける」ということは、同和問題は解決したので特別な同和対策が不要になったということではなく、従来と同様に同和対策を人権施策の中で重視してゆくということについて、

「（同和対策について）人権施策の重要な柱として取り組むということは、同和対策を他の施策に置き換えたり、埋没させることを意味するものではない」

「同和問題を正しく理解するための同和教育や啓発活動、あるいは同和地区住民の教育・文化の向上を目指した集会所や東台会館における各種教育事業や周辺地域との交流事業、同和地区住民の自立支援のための施策など、同和問題解決のために必要な施策は、同和行政独自の施策として引き続き取り組んでゆく」（甲口1号証・本庄市基本方針p10）

と記載して、人権施策の中に同和対策を位置づけることを口実にして同和行政を後退させることを行なわないことを明言している。

そして、被告らの行政区画内における同和対策については、「（同和問題についての）人々の意識については依然として大きな課題が残っている」という情勢分析にのっとり、

「今後の同和対策は、特に差別意識の解消を目指した教育・啓発を中心据えて取り組む」

と宣言している。

(2) 「基本方針ら」において、地方自治体独自の同和行政の必要性を強く認識していたこと

被告らが策定した上記基本方針らは、国によって実施されていた同和対策事業に関し、未だ課題が残っているため当該の地方自治体において引き

続き対策が必要であることを自認していた。

例えば被告本庄市においては下記の課題が指摘されている（甲口1号証  
本庄市基本方針p5からp9）

- ① 啓発事業：各種研修の実施によっても「残念ながら現在においても同和地区に対する差別意識や偏見は根強く存在しており、結婚における差別事象なども報告されており同和問題に対する市民の理解・認識は未だ十分とはいえない状況にある」。
- ② 環境改善対策：道路・雨水排水路に関しては格差はほぼ解消され、住宅対策の改善も進んだが、「整備を必要とする道路改良などについては既存の一般施策を活用して整備を図って行く」。
- ③ 福祉対策：地域住民の福祉向上や人権啓発のための拠点施設として東台会館を建設し、隣保館活動の充実強化を進めてきた。「同会館は人権・同和問題の速やかな解決に資する施設として一層の重要な役割が期待されている」。
- ④ 産業・職業対策：農業基盤整備事業などにより生産性が向上し同和地区の農業の振興が図られたこと、同和地区に多い個人経営の小規模事業者に対する中小企業対策により設備資金等の調達の円滑化に成果があったが、「同和地区農家も・・・兼業化や高齢化が進み、・・・今後は高齢化や農地の遊休化に対応できる農業の担い手集団の育成・・・など意欲的に農業に取り組む農業者や集落に対し重点的な支援を行なうことが必要」「今後は経営相談を中心に技術力の向上や制度融資の斡旋などの支援を行なうことがさらに重要」としている。
- ⑤ 教育対策：同和地区は従来教育の機会が十分に保障されてこなかったが、集会所における学力向上学級の開催などにより急速に格差は縮小したとしつつ、「同和地区の内部でも失業や倒産による生活困窮者が増えている。このため今後は同和地区を含む児童・生徒全体を対象とした教育保障に取り組む必要がある」「今後は教育対策推進の指針となる「同和教育基本方針」を策定し、この方針に基づき同和教育を推進する」としている。
- ⑥ 本庄市を含む複数の自治体が共同で実施した平成14年度「人権と同和問題に対する住民意識調査」によれば、人権問題や差別問題に関心がない住民が4割を超えていて、結婚問題などで差別が残っていると住民が感じていること、部落差別はまだまだ根強いと思う人が3割を超えていることなどから、「同和問題については、人々の意識については依然として大きな課題が残されており、差別意識解消に向け、

教育・啓発に重点をおいた施策展開が求められている」としている。このように、被告らはいずれも、国による同和対策事業が終了した後も、地方自治体独自の施策を引き続き実施する必要があることを十分に認識していたのである。

- (3) 「基本方針ら」において、集会所の意義・同和対策審議会の必要性・（部落解放）運動団体との協力体制の重要性について特に項を設けて宣言したこと

被告らが策定した上記基本方針らにおいては、集会所の意義・同和対策審議会の必要性・運動団体との協力体制の重要性について特に項を設けて宣言している。具体的には、下記の通りである。

① 集会所・隣保館等の施設運営について

被告らの行政区域内に設置された集会所や隣保館については、

「同和問題の速やかな解決に資することを目的として設置された集会所、東台会館（＝隣保館）は」と位置づけてその意義を正しく理解し、

「（集会所・隣保館は）地域住民の教育・文化活動、人権啓発活動、周辺住民との交流事業などを幅広く展開し、大きな成果を上げており」

とその成果を評価し、

「今後も「人権のまちづくり」の拠点として一層重要な役割が期待されている」

として、今後も人権行政の推進にとって重要な施設であることを明確に認めている。かかる重要性に鑑み、老朽化した施設については

「状況に応じて国、県に対して財政支援を求めながら施設の適正な運営を図る」

として、増改築や大規模修繕に取り組むことを宣言している（甲口1号証 本庄市基本方針 p14）。

② 同和対策審議会及び人権教育推進協議会について

同和対策審議会については、「同和行政推進に大きな役割を果たしてきた」と評価した上で、「現在において、なお同和問題が解決していないこと」及び「今後は人権行政の重要な課題として同和行政を推進してゆくこと」という2つの理由から「引き続き同和対策審議会を存続してゆくことが重要」としている（甲口1号証 本庄市基本方針 p14）。

人権教育推進協議会については、従来の同和教育推進協議会について「なお同和問題が解決していないこと、とりわけ市民の意識の現状を考えると、引き続き存続することが望ましい」としつつも、人権教育の中に同和教育を位置づけるという観点から「同和教育を柱とした人権教育を積極的に推進」するための機関として同和教育推進協議会を人権教育推進協議会に改組するとした（甲口1号証 本庄市基本方針 p14）。

### ③ 運動団体との協力体制

上記基本方針において、「同和行政をはじめ人権施策の実施にあたっては、運動団体との連携は重要であり」として、部落解放に関する運動団体と連携することの重要性を適確に指摘し、「引き続き相互の連携・協力関係を保持する」としている（甲口1号証 本庄市基本方針 p14）。DV問題の解決、ホームレス問題の解決、児童虐待の解決など、人権課題の解決にあたってはNPO等の民間団体との連携が極めて重要であることは既に周知の事実となっているが、基本方針の策定時である2003年（平成15年）当時は、「民間運動団体との協力体制」が必要であることは一般的な知識となっていた。その意味で、基本方針らが「運動団体との協力体制」を重視したことは、先駆的であり正しい内容であった。

### （4）行政交渉を通じた同和政策の実施のプロセスについて

上記基本方針に基づき、被告ら地方自治体における同和行政は推進されてきた。同和行政の展開にあたっては、同和地区の住民の声を取り入れながら推進が図られてきたことが大きな特徴であり、基本方針らに「運動団体との協力体制」の保持が明記されていたこともあって、各同和地区の実情に応じたきめ細やかな施策の実施が可能となっていた。

具体的には、各年度において、夏ごろに「〇年度人権・同和行政の推進についての要請書」を各地方自治体に提出し、8月ごろに行政から要望書に対する回答を受けて第1次行政交渉が行なわれる。

続いて、秋（11月ごろ）に、第2次行政交渉が実施される。この第2次行政交渉については、近年では「〇年度 人権のまちづくりのための予算確保についての要請書」に対して行政側が行なう回答をもとに、交渉が行なわれるのが通例となっていた。

さらに、翌年2月から3月にかけて、第3次行政交渉が行なわれる。この行政交渉は、「〇年度 人権・同和教育に関する要求書」に対して行政

側が行なう回答について、主として教育及び啓発の分野を中心に交渉が行なわれるのが通例であった。

原告らはいずれも、これらの行政交渉に参加した経験がある。

原告らは、同和対策の重要性、例えば集会所を利用した各種事業によって教育・文化の水準が向上したことや、住宅や道路の改善事業によって地域の環境が改善されてきたことや、尚根強く残る差別事件を教訓に効果的な教育・啓発事業の手法の提言などについて、部落差別を体験した者の重みを持つ言葉をもって語り、被告らにおける人権行政の効果的な実施について建設的な提言を続けてきた。

#### 4 被告らが同和対策の継続及び必要性を繰り返し表明していたこと

被告ら各地方自治体においても、上記行政交渉の席上、同和対策の継続及び必要性を繰り返し表明していた。

具体的には

- ① 財政的事情等から同和行政の部門を課から室等に格下げする動きがあることに対し、「人権・同和行政の専担組織である人権推進課を設置しており、今後もこの組織を継続し、人権・同和行政を推進する」（2009年第2次行政交渉、2010年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口3号証及び甲口6号証）（2009年第2次行政交渉、2010年第1次行政交渉における上里町の回答 甲ハ3号証及び甲ハ5号証）
- ② 同和問題の解決のために住環境等の整備が必要だという要請に対し「住環境整備については、終了したとの認識はしていない」（2009年第2次行政交渉、2010年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口3号証及び甲口6号証）
- ③ 集会所について老朽化が見られることから建替えや改修を求める要請に対し「立替えについては財政的に厳しい」が「財政状況や利用状況等を考慮しつつ改修、改築を含め協議検討したい」（2009年第2次行政交渉、第3次行政交渉、2010年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口3号証・甲口4号証・甲口6号証）、「集会所の建て替えにつきましては、建物の老朽化等不安があることは十分認識している」（2009年第2次行政交渉、2010年第2次行政交渉における上里町の回答甲ハ3号証及び甲ハ5号証）「平成24年度も人権教育推進の場としての維持管理に必要とする予算確保に努める」（2011年第3次行政交渉における深谷市の回答 甲ニ7号証）

- ④ 集会所を利用した小・中学生学級や女性学級等の集会所事業について事業費の確保を求める要請に対し「今後も事業継続のための予算の確保に努める」（2009年第2次行政交渉、第3次行政交渉、2010年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口3号証・甲口4号証・甲口6号証）、「この方向で継続推進して行きたいと考えている。予算を確保してまいります。」（2009年第2次行政交渉、第3次行政交渉、2010年第2次行政交渉、第3次行政交渉における上里町の回答甲ハ3号証・甲ハ4号証・甲ハ6号証・甲ハ7号証）「集会所事業費については、現在の活動を検証しながら、時代の変化に応じた新しい観点に立って、予算措置をして参りたい。改修工事などについては、今後も計画的に予算を確保し、順次実施する」（2011年第2次行政交渉における上里町の回答 甲ハ9号証）「参加者負担を求めながら必要とする予算の確保に努める」（2011年第2次行政交渉、第3次行政交渉における深谷市の回答 甲ニ6号証及び甲ニ7号証）
- ⑤ 隣保館について十分な予算の確保と大規模修繕等を求める要請に対し「引き続き予算の確保に努めたい」（2009年第2次行政交渉、2010年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口3号証及び甲口6号証）、「機会を捉え国・県に働きかけてまいりたい」（2009年第2次行政交渉、2010年第2次行政交渉における上里町の回答 甲ハ3号証及び甲ハ6号証）
- ⑥ 運動団体に対する団体助成金について「本市は、同和問題及び人権問題の早期解決が依然として重要な課題であると認識しており、・・・（運動団体は）今後も引き続き問題解決に大きな役割を果たしていくだけるものと期待しております」（2009年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口3号証）、「各種研修会等の参加、集会所事業などの地域活動に対する助成は、従来通り継続する」（2009年第2次行政交渉、2010年第2次行政交渉における上里町の回答 甲ハ3号証及び甲ハ6号証）
- ⑦ 部落差別を前提として戸籍・住民票等の不正取得が横行していることから本人通知制度を設けたことに対し「市政だよりへ制度の案内を登載する（など普及に努める）」（2010年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲口6号証）「マスコミへの広報、ホームページ掲載などにより住民へのPR、周知徹底を図った」（2010年第1次行政交渉における上里町の回答 甲ハ5号証）「深谷市広報、ホームページ

ジに掲載し、ポスターとチラシを作成している」（2011年第1次行政交渉における深谷市の回答 甲ニ5号証）

- ⑧ 人権政策を充実させるために2003年（平成15年）に策定された「同和行政基本方針」の見直しを要請したことに対し「見直しについて検討してまいりたい」「心理的な差別の解消については、解消に向かって進んでいるものの、インターネットにおける差別事象、身元調査のための戸籍等の不正取得事件など、差別や偏見による人権問題が依然として存在している」（2011年第1次行政交渉における本庄市の回答 甲ロ7号証）、「インターネットによる差別事象の発生など、心理的差別の解消が課題であり、同和問題に対する認識を高めるためにも、各種研修会におけるより幅広い層の参加促進、関係機関との連携による人権相談の充実などが今後の課題である」「平成25年度以降については、深谷市の同和対策審議会での審議と重ね合わせながら策定する」（2011年第1次行政交渉における深谷市の回答 甲ニ5号証）
- ⑨ 2010年に中高生を対象に実施されたアンケートにおいて同和問題について「言葉だけ知っている・知らない」と回答した生徒が50.2%であったことに対して「同和問題についても正しく理解していない生徒がいることについて、実態を検証するとともに、正しい知識・理解が定着するよう指導する」（2011年第1次行政交渉における本庄市の回答 甲ロ7号証）「今回のアンケート結果を受けて、学校の管理職、教職員、人権教育主任の研修会の中で取り上げ、職員の意識や認識を改めていく必要を感じています」（2011年第1次行政交渉における上里町の回答 甲ハ8号証）、何故同和問題が起ったのかという質問に対して「人種や民族が違う」という回答が1割近く見られたことに対して「全ての生徒に正しい理解が定着していなかつたことは残念」（2010年第3次行政交渉における上里町の回答 甲ハ7号証）
- ⑩集会所における各種事業について財政難を理由に集会所事業を縮小する動きが見られることからその実態を回答することを求めた要請に対し、2011年度の集会所事業費は2573万4000円であって、前年度の予算2526万円に比べて増額されている旨回答し、「集会所事業費については、予算の確保に努める」（2011年第2次行政交渉における本庄市の回答 甲ロ8号証）

このように、被告らの各自治体においては繰り返し同和行政の重要性及び予算確保の必要性を表明していた。これら同和行政の重要性・必要性についての見解の表明は、後述する「同和行政の一斉打ち切り」の直前まで表明され続けていたことは、見過ごすことのできないことからである。

## 5 被告らによる同和対策事業の一方的な廃止の表明

上記の通り、被告ら地方自治体においては、同和行政の必要性を繰り返し述べていたにもかかわらず、2011年（平成23年）から2012年（平成24年）にかけて、いっせいに同和行政を一方的に廃止する旨の施策を打ち出した。

具体的には下記の通りである。

### （1）本庄市について

本庄市長である吉田信解は、2011年（平成23年）11月29日に、「同和問題に関する民間運動団体への対応について」と題する文書を発表した（甲口9号証）。

当該文書は、「今後の運動団体との関係について検討を重ねた結果、あらゆる運動団体との関係を終了し、対応及び人権行政を次のとおり変更いたします」として、「運動団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない」「「今後の同和行政基本方針」「今後の同和教育基本方針」「本庄市人権・同和行政実施計画」は、本日をもって廃止する。」「集会所事業は、平成23年度をもって廃止する」「隣保館事業は、平成23年度をもって廃止する」「人権保育は、平成23年度をもって廃止する」などと記載されており、表題の「民間運動団体への対応」の枠をはるかに超え、従来本庄市において実施してきた同和行政を突然全廃する内容であった。

そして、2012年（平成24年）3月21日、本庄市議会は同和行政関連条例の廃止条例を採択し、本庄市における同和行政は全廃されることとなった。

### （2）上里町について

上里町長である関根孝道及び上里町教育長である山下武彦は、2011年（平成23年）12月20日に、「今後の同和問題に関する民間運動団体への対応について」と題する文書を発表した（甲ハ10号証）。

当該文書は、「情勢の変化等もあり「民間運動団体への対応」、「運動

「団体支部活動費補助金」について再検討した結果、上里町の同和問題に関する対応について下記のとおり決定をいたしました」として、「今後の同和行政基本方針」、「今後の同和教育基本方針」、「上里町人権・同和行政実施計画」については、平成23年12月28日をもって廃止する。」

「あらゆる民間運動団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない」「集会所事業、隣保館事業については、平成24年度をもって廃止する」などと記載されており、表題の「民間運動団体への対応」の枠をはるかに超え、従来上里町において実施してきた同和行政を突然全廃する内容であった。

そして、2012年（平成24年）12月10日、上里町議会は同和行政関連条例の廃止条例を採択し、上里町における同和行政は全廃されることとなった。

### （3）深谷市について

深谷市長である小島進及び深谷市教育長である小柳光春は、2012年（平成24年）2月10日に、「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」（甲ニ8号証）と題する文書を発表し、同日、同文書を別紙として添付した通知（甲ニ9号証「深谷市における今後の同和対策事業について（通知）」深人権發第258号）を部落解放同盟埼玉県連合会宛に発した。

当該文書は、「これまでの事業成果により、市民の同和問題に関する理解も進み、また、県内の関係する自治体の状況なども変化し、主な事業の主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育の事業へと大幅な見直しが喫緊に求められている」として、「深谷市人権・同和行政基本方針及び深谷市人権・同和行政実施計画を平成25年3月31日をもって廃止する」「深谷市集会所運営事業を平成25年3月31日をもって廃止する」「深谷市同和対策事業審議会条例を平成25年3月31日をもって廃止すること」「同和問題等に関する施策を展開している民間運動団体に対する深谷市の対応基準を平成24年3月31日をもって廃止し、民間運動団体及びその同一組織の上部団体が主催又は関係する「話し合い」及び総会、研修会等一切の事業に対応しないこと」などと記載されており、従来深谷市において実施してきた同和行政を突然全廃する内容であった。

同文書による同和対策のすべての打ち切り措置は、早いものでは平成24年3月31日をもって打ち切るとする内容であるにもかかわらず、何の審議も、何の意見聴取も行なわれておらず、唐突に各種打ち切り措置のわ

ずか2ヶ月前の平成24年2月10日に同文書を発表するという異例の事態であった。

そして、2012年（平成24年）12月14日、深谷市議会は同和行政関連条例の廃止条例を採択し、深谷市における同和行政は全廃されることとなつた。

## 7 被告らによる処分の違法・無効について

### （1）処分性について

#### ア. 請求の趣旨第1ないし3項について

行政訴訟法3条2項の「処分」とは、「直接国民の権利義務を形成し、その範囲を確定するもの」をいう。

請求の趣旨第1ないし3項の対象となる被告らによる行為（以下、「集会所廃止行為」という）は、直接的には、条例の制定によって集会所および隣保館を廃止したものである。

条例の制定は、一般的・抽象的な法規範を定立するものであり、通常は処分性を有しないとされる。しかし、条例の制定という形式であっても、それによって、国民の権利義務や法的地位に直接の影響を及ぼす場合には、条例の制定行為をもって処分とされると解されるべきものであり、本件処分は、直接原告らの権利義務に直接の影響を及ぼすものであるから、処分性が認められるものである。以下、詳述する。

#### （ア）原告らが集会所・隣保館を利用する権利を有すること

被告本庄市において、本庄市立集会所設置及び管理に関する条例（以下、「本庄市集会所条例」という）において、「集会所は、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決を図り、もって人権教育推進の場とともに、住民の福祉を増進することを目的とする」（第2条）と定めている。

被告上里町においては、上里町立同和対策集会所の設置及び管理に関する条例（以下、「上里町集会所条例」という。以下、3つの条例を合わせて「被告ら集会所条例」という）において、「同和問題の早期解決を図るため、社会同和教育推進の場として、同和対策集会所を設置する」（第1条）と定めている。

被告深谷市においては、深谷市集会所条例において、「基本的人権を尊重し、住民の教養の向上、健康の増進及び生活文化の振興を図るため、人権教育推進の場として集会所を設置する」（第1条）と定めている。

以上の通り、いずれの被告ら自治体においても、被告ら集会所条例は、自治体に居住する地域住民の人権教育を推進し、差別等の人権問題の解決を図り、住民の基本的人権を擁護することを目的として定められたものであり、そのた

めの中心となるべき場として、条例によって集会所を設置したものである。

そして、本庄市集会所条例、上里町集会所条例では、同条例の目的として、同和問題の解決が明記されており、歴史的経緯からみても、これら集会所が、人権問題の中でも、とりわけ同和問題の解決、差別の解消を主な目的としていることは明らかであり、深谷市でも集会所設置の目的の中心が、同和問題にかかる差別の解消であることは全く同様である。

このように、集会所は、通常の公共施設であるものではなく、人権擁護・人権教育の目的、とりわけ同和差別の解消を目的として、主として同和地区住民のために設置されたものなのである。そして、実際にも、同和問題の解決を中心とした人権擁護・人権教育活動等のために積極的に利用されていた。

これらの人権教育の推進等の活動は、その教育を受ける人、活動に参加する人のみならず、参加した者の周囲の人々との関係においても、人間関係の根本を形成する重要なものであり、人権教育の推進は、当該地区に住む住民すべての人権を保護に資するものである。

集会所は、このような人権教育・人権擁護活動の中心となっていたものであり、そのような活動を推進するために集会所を利用する権利は、当該地区に住む住民すべてにとって保障されていたものであるが、とりわけ原告ら同和地区の住民は、これまで述べてきた通り、歴史的に根深い差別を受けてきたものであり、その差別は現在も厳然として存在しているものである以上、人権教育・人権擁護活動の推進が、原告らにとって現在も切実な課題であることは言うまでもない。

そして、原告らの多くは、集会所の運営委員・指導員等などにも任命されており、集会所における同和問題を中心とした人権教育および人権問題の解決を推進するための様々な活動に、積極的・主導的に関わっていたものであった。

以上の通り、同和地区住民であり、運営委員等も務めていた原告らには、集会所を上記のような目的のために利用する権利が保障されていたものであることは明らかである。

そして、本庄市集会所条例においては、同5条1項において、集会所の利用に市長の許可が必要であることを定めるとともに、第9項に不許可事由を定めており、その不許可事由に該当しない場合には、原則として集会所の利用が許可されるとしている。

同様に、深谷市集会所条例施行規則第2条においては、集会所の利用許可の申請の手続きを定めるとともに、同第5条において不許可事由を定めており、その不許可事由に該当しない場合には、原則として集会所の利用が許可される。

上里町集会所条例においては、第5条で、使用許可を受けようとする者は、

あらかじめ教育委員会の許可を受ける必要があるとし、上里町立同和対策集会所管理規則第4条において、不許可事由を定めており、その不許可事由に該当しない場合には、原則として集会所の利用が許可されるものである。

したがって、被告ら自治体の住民は、条例の目的に合致した人権教育活動等のために集会所の利用許可を求めれば、不許可事由に該当しない限り、集会所を利用することができるものである。

以上の通りであり、被告らの集会所条例が、人権教育・人権擁護活動を行う場として、原告らに対して、これら集会所を利用する権利を保障しているものであることは明らかである。

隣保館に関しても同様に、上里町立隣保館設置条例（以下、「上里町隣保館条例」という）では、第1条において、「同和問題の早期解決に資する」ことを目的として明記しており、本庄市立隣保館設置及び管理に関する条例（以下、「本庄市隣保館条例」という）も、目的には明記していないものの、歴史的経緯から同隣保館が集会所と同様に、同和問題の解決、差別の解消の目的を有していることは明らかである。

よって、集会所と同様に、原告ら同和地区住民は、これら条例によって、隣保館を利用することのできる権利を保障されているものであるが、上里町隣保館条例第6条において、隣保館の使用には町長の承認が必要とされ、同条各号の不許可事由に当たらない限り、隣保館を利用できるものであり、本庄市隣保館条例においても、第8条において、市長の許可が必要であるとし、同条2項各号の不許可事由にあたらない限り隣保館を利用できるものである。

以上の通り、被告本庄市、被告上里町の各隣保館条例が、原告らに対して、これら隣保館を上記の目的のため利用する権利を保障しているものであることは明らかである。

#### (イ) 廃止条例制定行為により原告らの権利義務が変動すること

そして、本庄市立隣保館設置及び管理に関する条例等を廃止する条例（以下、「本庄市集会所等廃止条例」という）、上里町同和対策審議会条例等を廃止する条例（以下、「上里町集会所等廃止条例」という。）、深谷市集会所条例を廃止する条例（以下、「深谷市集会所廃止条例」という。）によって、被告らの集会所条例および隣保館条例が廃止されれば、その後に何らの行政上の手続きも経ずして、直ちに、原告らは人権教育・人権擁護活動の推進のために集会所を利用する権利および隣保館を利用する権利を失い、集会所・隣保館の利用は不可能となるものである。

したがって、これらの条例の廃止によって、原告らは集会所および隣保館を利用する権利を失うこととなり、直ちに原告らに直接の権利義務の変動が生じるものである。

#### (ウ) 小括

以上より、被告ら集会所等廃止条例の制定行為は、「直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定する」行為として、「行政庁の処分その他公権力の行使」（行訴法3条2項）にあたるものであることが明らかである。

また、もし仮に本件を民事訴訟によって行った場合、当事者との間で権利が確定したとしても、他の者に対しては効果が及ばないことになり、実際の対応の困難を生じることとなるから、第三者効を生じる条例制定行為に处分性を認め、その適法性を争い得ることとする方が合理的な対応が可能となるものもある。

#### イ. 請求の趣旨第4ないし6項について

被告本庄市は、平成23年11月28日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知（平成23年本人発第85号）により、「今後の同和行政基本方針」「今後の同和教育基本方針」「同和問題に関する民間運動団体への対応方針」「本庄市人権・同和行政実施計画」を廃止する旨を決定した。

被告上里町は、平成23年12月20日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知（平成23年人共発第33号）により、「今後の同和行政基本方針」「今後の同和教育基本方針」「上里町人権・同和行政実施計画」を廃止する旨を決定し、「上里町同和対策民間運動団体に対する対応基準」についても廃止すると定め、あらゆる民間運動団体及びその上部団体が主催又は関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しないと定めている。

被告深谷市は、平成24年2月10日付けでの部落解放同盟埼玉県連合会宛てに発した通知により、被告深谷市の「今後の同和対策行政基本方針」「今後の同和教育基本方針」「深谷市人権・同和行政実施計画」を廃止することを決定した。

同和地区住民である原告らは、これらの廃止された諸計画、諸対応基準によって、被告らから、人権教育の推進、相談事業、自立支援、地域交流の促進、部落解放団体への対応、似非同和行為の排除などの差別解消、人権擁護施策を受ける権利を保護されていたものであるが、これら通知が発せられたことによって、原告らは、これらの諸施策を受ける権利を失ったものであって、原告らは直接の権利義務の変動があったものであるから、本件通知は处分性を有するものである。

また、前項と同様に、もし仮に本件を民事訴訟によって行った場合、当事者

との間で権利が確定したとしても、他の者に対しては効果が及ばないことなり、実際の対応の困難を生じることとなるから、第三者効を生じる条例制定行為に処分性を認め、その適法性を争い得ることとする方が合理的な対応が可能となるものもある。

## (2) 原告適格について

原告らが、本件訴訟のうち請求の趣旨第1項ないし第6項につき原告適格を有すると言えるためには、「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）に該当しなければならないが、原告らが原告適格を有することにつき、以下詳述する。

### ア 請求の趣旨第1項ないし第3項について

前述の通り、いずれの被告ら集会所条例においても、集会所は、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決を図り、もって人権教育推進の場とともに、住民の福祉を増進することを目的とすると定めている（本庄市集会所条例第2条、上里町集会所条例第1条、深谷市集会所条例第1条）。

以上の通り、これらの条例は、住民の人権教育を推進し、住民の人権問題の解決を図り、基本的人権を擁護することを目的とするものであり、そのための中心となる場を提供する手段として、同条例をもって集会所の設置をしたものである。

そして、被告ら集会所においては、人権教育および人権問題の解決を推進するための様々な活動が行われており、そのために、原告らは集会所の運営委員・指導員等などに任命され、それらの活動を積極的に行っていっていたものであった。

これらの人権教育の推進等の活動は、その教育を受ける者、活動に参加するのみならず、参加した者の周囲の人々との関係においても、人間関係の根本を形成する重要なものであり、人権教育の推進は、当該地区に住む住民すべての人権を保護に資するものである。

集会所は、このような人権活動の中心となっていたものである以上、そのような活動を推進するために集会所・隣保館を利用する権利は、当該地区に住む住民すべてにとって保障されていたものであるが、とりわけ原告ら同和地区の住民は、前述の通り、歴史的に根深い差別を受けてきたものであり、その差別は現在も厳然として存在しているものである以上、人権教育の推進は、原告らにとって現在も切実な課題であることは言うまでもない。

そして、原告らは集会所をその人権教育活動の中心的な場として活用していたのみならず、本庄市においては[REDACTED]、[REDACTED]等、深谷市においては、[REDACTED]、[REDACTED]、上里町においては、[REDACTED]、[REDACTED]として、人権教育・人権擁護活動等の推進のための中心的な

存在となっていたものであった。

隣保館もまた、その設置目的が同和対策の早期解決である以上、同和地区住民である原告らの隣保館を利用する権利が、隣保館条例によって個人的利益として保護されていることは明らかである。

したがって、集会所・隣保館を使用しうる権利は、地域住民すべて、とりわけ原告にとって、公益には吸収されない、重要な個人的利益として保護されているものと解されるから、原告らは「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）に該当するものであり、原告適格を有するものであることは明らかである。

#### イ 請求の趣旨第4項ないし第6項について

被告らの通知によって廃止された被告らの「今後の同和対策行政基本方針」「今後の同和教育基本方針」「人権・同和行政実施計画」は、いずれも同和問題の解決、差別の解消を目的とするものであるから、同和地区住民である原告らが原告適格を有するものであることは明らかである。

#### (3) 処分行為の違法（被告本庄市に関しては無効）について

本件で問題となっている同和対策事業および集会所事業を継続・廃止等の判断については、社会を取り巻く状況を総合的に考慮したうえで、政策的な判断が必要となるものもあるから、当該市町村に一定の裁量が認められるものではある。しかし、当然ながら、行政の裁量は無制約に認められるものではなく、とりわけ、同和対策事業および集会所事業が目的とし重要な役割を果たしてきた差別の解消・基本的人権の擁護は、人間の尊厳の根本を支えるものである以上、本件における行政裁量の範囲は限定的に解釈されなければならない。

これまで述べて来たとおり、被告ら自治体において、同和対策事業および被告らの集会所条例で定められた集会所事業は、差別の解消、人権教育・人権擁護活動の推進等に大きな効果を上げきたものであるが、とりわけ部落差別解消にとって重要な役割を果たしてきたものであり、現在も重要な役割を果たしているものである。

以前と比べて部落差別が改善されたのは、このような同和対策事業や集会所を中心とした人権教育、人権擁護活動の積み重ねの成果にほかならない。

しかしながら、このような着実な成果によって以前と比べれば改善されてきたものの、日本全国においてまだ部落差別は根深く残っているものであり、被告ら自治体内の管内においても、かかる事情は全く異なるものではない。

このように同和対策が確実な成果を上げてきた一方で、部落差別が現在でも

根深いものとして厳然と存在している以上、被告ら自治体において同和対策事業が突然必要なくなるような事情は全く存在しない。

そして、いまだ同和問題が根深く存在している状況を踏まえ、被告ら各自治体も、前述の通り、同和対策事業が人権行政の重要な課題であることを明確に宣言するなど、繰り返し同和行政の重要性及び予算確保の必要性を表明していた。被告らによる同和行政の重要性・必要性についての見解の表明は、本件で問題となる「同和行政の無差別・一斉打ち切り」の直前まで表明され続けていたものであった。

被告らは、突然の廃止を宣言する直前まで、同和対策を推進すべきである旨を述べており、また廃止を宣言する直前の行政交渉においても、これらの事業を廃止する旨のことについては一切述べられておらず、少なくとも被告らはこの時点まで、同和対策、およびその一環としての集会所および集会所事業を重要かつ必要なものとして表明してたものである。そして、2011年（平成23年）11月から2012年（平成24年）2月にかけて、急に同和対策事業等を必要としなくなる特別な事情の変化は何ら認められない。

それにも関わらず、被告らは、突然180度方針を転換して、同和対策事業、集会所事業の廃止を宣言・決定したものである。

この突然の方針転換にあたって、当事者や運動団体の意見聴取、第三者機関の審議会に付す等の手続きは一切行われていない。このような同和行政の大きな方針変換に当たって、当事者である同和地区の住民、民間運動団体からの意見聴取を行なったり、同和対策事業の廃止の是非を第三者検討機関の審議会に付すなどの手続を全く行なわず、また直前の行政交渉においても全く何も触れずに各種措置の打ち切りを強行したものである。

さらに、本庄市「同和問題に関する民間運動団体への対応」などにおいて、「今後は、…同和問題もあらゆる人権問題の中の1つとして、教育及び啓発を中心とした取り組みを進める」と弁解しておきながら、平成25年以降、同和対策事業はすべて廃止し、以後被告ら各自治体においては同和問題に関する対策が一切行なわれない事態となっている。

これらの事情を踏まえれば、本件処分は、集会所事業を含む同和対策事業が着実な成果を上げる一方で、いまだ同和問題は根深く、これら事業の必要性は減じていない状況のもとで、被告らが直前までの意思表明を突然翻して、第三者機関の審議、住民者からの意見聴取や話し合いなど何らの手続きを踏むことなく、全くの不意打ちによって集会所事業を含む同和対策事業を一切廃止したというものである。

以上の通り、被告らによる集会所の廃止処分、および、同和対策事業を一切

廃止する旨の通知は、被告らが本来考慮すべき事情を考慮せず、考慮してはならない何らかの事情を考慮したことによりなされた処分であって、明白かつ重大な瑕疵のあるか、少なくとも裁量の逸脱・濫用のあるものであるから、被告による通知および被告本庄市の集会所廃止処分に関しては無効であり、被告深谷市、被告上里町の集会所廃止処分に関しては違法であり取り消されるべきものであることは明らかである。

#### 8 国家賠償法該当性

被告らは、従来、継続して同和対策事業を行っており、本件集会所事業もその一環であったことは3で前述した。

ところが、被告本庄市は、平成23年11月28日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛てに通知（平成23年本人発第85号）を発して、同和対策事業等の廃止を宣言するとともに、2012年3月21日、平成24年度第1回定例議会において、本庄市集会所等廃止条例を可決し、同年3月31日をもって、本庄市集会所条例を廃止した。この本庄市の同和対策事業および集会所の廃止により、原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] らは、多大な損害をこうむった。

また、被告上里町では、被告上里町が、平成23年12月20日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛てに通知（平成23年人共発第33号）を発して同和対策事業等の廃止を宣言するとともに、平成24年12月6日、平成24年度定例議会において上里町集会所等廃止条例を可決し、平成25年3月31日をもって、上里町集会所条例を廃止することと決定した。この上里町の同和対策事業および集会所の廃止により、原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] は、多大な損害をこうむった。

更に、被告深谷市では、被告深谷市が、平成24年2月10日付けで部落解放同盟埼玉県連合会宛て通知（平成24年深入権発第258号）を発して、同和対策事業等の廃止を宣言するとともに、平成24年12月14日、平成24年定例議会において、深谷市集会所等廃止条例を可決し、2013年3月31日をもって、深谷市集会所条例を廃止した。この深谷市の同和対策事業および集会所の廃止により、原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] は多大な損害をこうむった。

以上の、被告らの行為は、国家賠償保障法1条1項に該当するので、以下同条の要件該当性について詳説する。

(1) 「公共団体」

被告らは、いずれも普通地方公共団体（地方自治法1条の3第2項）であるから、同項の「公共団体」に該当する。

(2) 「公権力の行使」

立法権の行使も「公権力の行使」にあたるものであり、本件条例はいずれも公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定された自治立法であるから、条例の制定も「公権力の行使」にあたる。

(3) 「公務員」

本件条例を制定した地方議會議員らは、特別職の地方公務員（地方公務員法3条3項1号）であるから、「公務員」にあたる。

(4) 「その職務を行うについて」

条例の制定は、地方議會議員の職務行為である。

(5) 「故意又は過失」及び「違法」及び「損害」

前述の通り、被告ら各自治体は、集会所事業を含む同和対策事業が着実な成果を上げる一方で、いまだ同和問題が根深く存在している現状を踏まえて、同和対策事業が人権行政の重要な要素であることを明確に宣言するなど、繰り返し同和行政の重要性及び予算確保の必要性を表明していた。被告らによる同和行政の重要性・必要性についての見解の表明は、本件で問題となる「同和行政の無差別・一斉打ち切り」の直前まで表明され続けていたものであった。

被告らは、突然の廃止を宣言する直前まで、同和対策を推進すべきである旨を述べており、また直前の行政交渉においても、これらの事業を廃止する旨のことについては一切述べず、少なくとも被告らはこの時点まで、同和対策、およびその一環としての集会所および集会所事業を重要かつ必要なものとして表明してたものである。

そして、被告らは、その後、突然180度方針を転換し、同和対策事業、集会所事業の廃止を宣言・決定したものである。

この突然の方針転換にあたって、当事者や運動団体の意見聴取、第三者機関の審議等の手続きは一切行われていない。このような同和行政の大きな方針変換に当たって、当事者である同和地区の住民、民間運動団体からの意見聴取を行なったり、同和対策事業の廃止の是非を第三者検討機関の審議に付すなどの手続を全く行なわず、また直前の行政交渉においても全く何も触れずに各種

措置の打ち切りを強行したものである。

さらに、本庄市「同和問題に関する民間運動団体への対応」などにおいて、「今後は、…同和問題もあらゆる人権問題の中の1つとして、教育及び啓発を中心とした取り組みを進める」と弁解しておきながら、平成25年以降、同和対策事業はすべて廃止し、以後被告ら各自治体においては同和問題に関する対策が一切行なわれない事態となっている。

上記の通り、被告らの同和事業の廃止および集会所の廃止は、集会所事業を含む同和対策事業が着実な成果を上げる一方で、いまだ同和問題は根深く、これら事業の必要性は何ら減じていない状況のもとで、被告らが廃止宣言の直前まで継続的に原告らに対してなしてきた同和対策事業および集会所事業を継続し充実させていく旨の意思表明を、突然180度転換して、第三者機関の審議、住民者からの意見聴取や話し合いなど、何らの手続きを踏むことなく、全くの不意打ちによって集会所事業を含む同和対策事業を一切廃止したというものであって、これら被告らの行為は、国家賠償法上違法なものであって、かつ、被告らに故意または過失があることは明らかである。

(6) 「他人に」

原告らは、「他人」に該当する。

(7) 「損害を加えた」

原告らは、上記の通り、被告らと信頼関係を築きながら、集会所事業を含む同和対策事業を長い期間にわたって継続して、着実な成果を上げてきたものである。そして、被告らも、廃止の直前まで、今後も重要な人権対策であると位置づけて、原告らに対しても変わりなく継続していく、あるいはむしろ充実させていく旨の意向を表明しておきながら、突然、審議会等の審理や原告ら住民からの意見聴取等や話し合い等の手続きを一切せずに、ある日突然紙切れ一枚で、これまでの態度を180度転換させて、集会所の廃止処分、同和対策事業の廃止処分をしたものであって、この被告らの違法な行為により、原告らは多大な精神的損害を被ったものである。

そして、原告らは、それまで人権教育・人権擁護活動の推進の目的で、上述のように集会所を使用していたものであるが、本件条例の制定によって、集会所が使用できなくなるという損害を被ったものであり、この損害は、被告らが廃止条例を制定したことによって、集会所が廃止されたために生じた損害である。

原告らは、集会所を使用することができなくなったことにより、集会所にお

いて行っていた人権教育活動、人権擁護活動ができなくなり、これまで地道に進んでいた人権擁護、差別解消の道を大きく後退させられたのみならず、集会所における集会や会議を行うことができなくなった。

未だ差別が厳然として存在する現状では、同和地区と周辺地区の間には見えない垣根が残存しており、原告らが、集会等のために外の施設を使用しようとしても簡単には借りることもできず、また、多くの児童が参加し盛り上がっていた「みらい塾」等の事業も休止に追い込まれてしまった。

集会所の廃止によって、同和地区の地域住民の交流の場を失うこととなり、差別のせいで孤立しやすく文化的な生活とは程遠い生活をしてきた原告ら同和地区住民にとって、集会所・隣保館という唯一の交流の場を失うことが、原告ら住民に与える精神的影響も計り知れない。

以上の通り、原告らに生じた損害は100万円をくだらないものであるから、被告本庄市は、原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED]  
原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED] に対して各100万円の、被告上里町は、原告 [REDACTED]  
[REDACTED]、原告 [REDACTED] に対して各100万円の、被告深谷市は原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]  
[REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] 原告 [REDACTED]  
[REDACTED]、原告 [REDACTED]、原告 [REDACTED] に対して各100万円の損害賠償義務を  
負うものである。

以上

## 当事者目録

〒367- [REDACTED] 埼玉県本庄市 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒369- [REDACTED] 埼玉県児玉郡上里町 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒369- [REDACTED] 埼玉県児玉郡上里町 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒366- [REDACTED] 埼玉県深谷市 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒369- [REDACTED] 埼玉県深谷市 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒366- [REDACTED] 埼玉県深谷市 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒366- [REDACTED] 埼玉県深谷市 [REDACTED]  
原告 [REDACTED]

〒105-0003 東京都港区西新橋1-20-1  
サンクレスト武井301  
むさん社会福祉法律事務所  
TEL 03-5510-2940  
FAX 03-5510-2941  
原告ら訴訟代理人弁護士 河村 健夫

(送達先)

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-18-10  
サンハイツ高田馬場503号室  
暁法律事務所  
TEL 03-6427-5902  
FAX 03-6427-5903  
原告ら訴訟代理人弁護士 指宿 昭一

〒156-0043 東京都世田谷区松原5-30-15

谷田法律事務所

TEL 03-6379-0995

FAX 03-6379-0997

原告ら訴訟代理人弁護士 谷田 和一郎

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町七本木5518番地

被告 上里町

代表者町長 関根 孝道

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

被告 本庄市

代表者市長 吉田 信解

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11-1

被告 深谷市

代表者市長 小島 進